

浦安市まちづくり基本条例（素案）の制定背景・目的等

1. 条例制定の背景

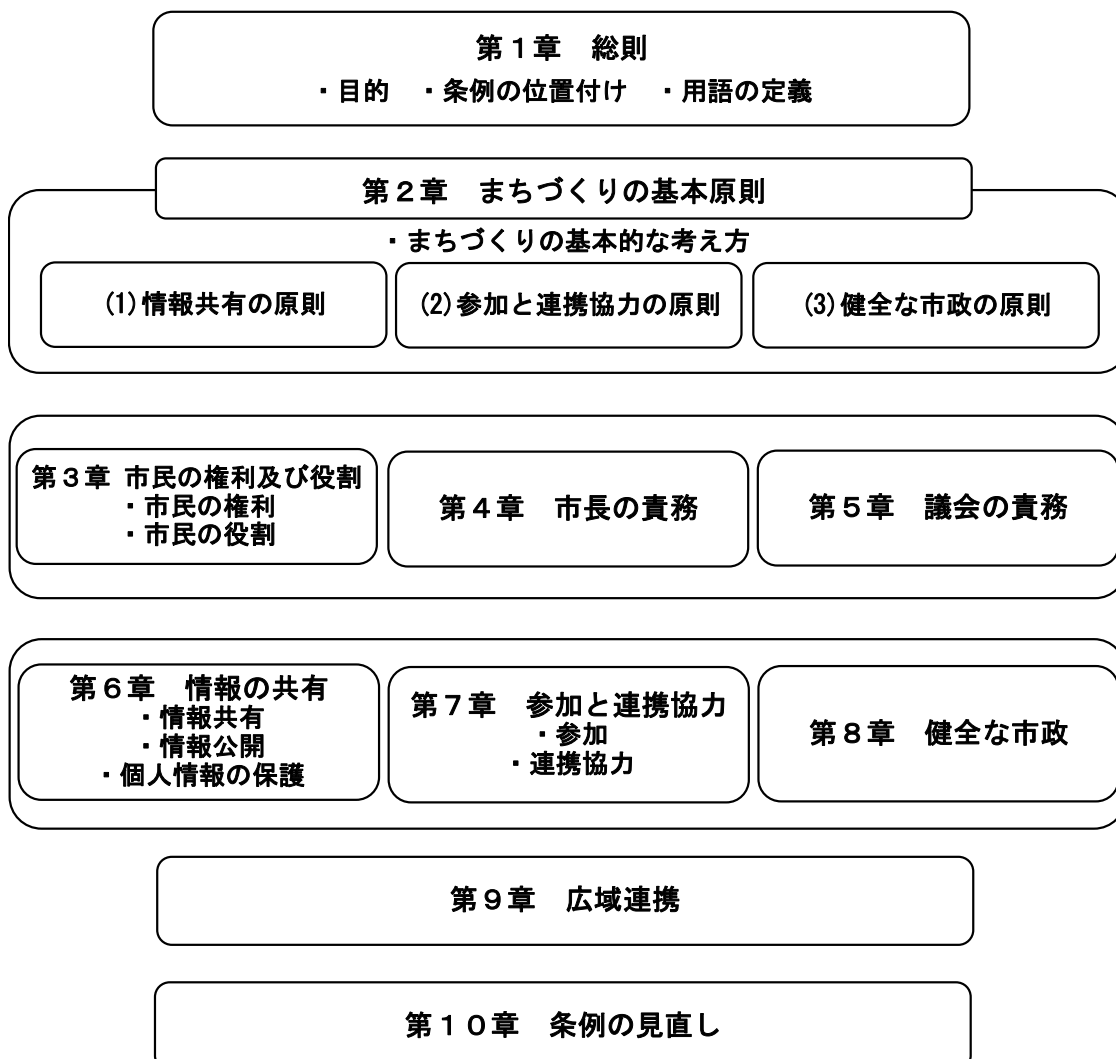
本市は、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行してきており、高齢化の進展により人口構造が大きく変化し、それに伴って地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれます。また、市税が減収する一方、社会保障関連経費等が増大し、様々な地域課題の解決を行政が一手に引き受け、解決することはこれまで以上に困難になります。

このような「まちの転換期」を迎えつつある中、活力ある地域社会を形成していくためには、新たなまちづくりの視点に立ち、多様な主体が担い手となって市や議会とともにまちづくりを進めていくことができるよう、様々な立場や価値観を超えて共有できるまちづくりの基本原則やルールを明らかにする必要があります。

2. 条例の目的

この条例は、浦安市におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とします。

3. 素案の構成

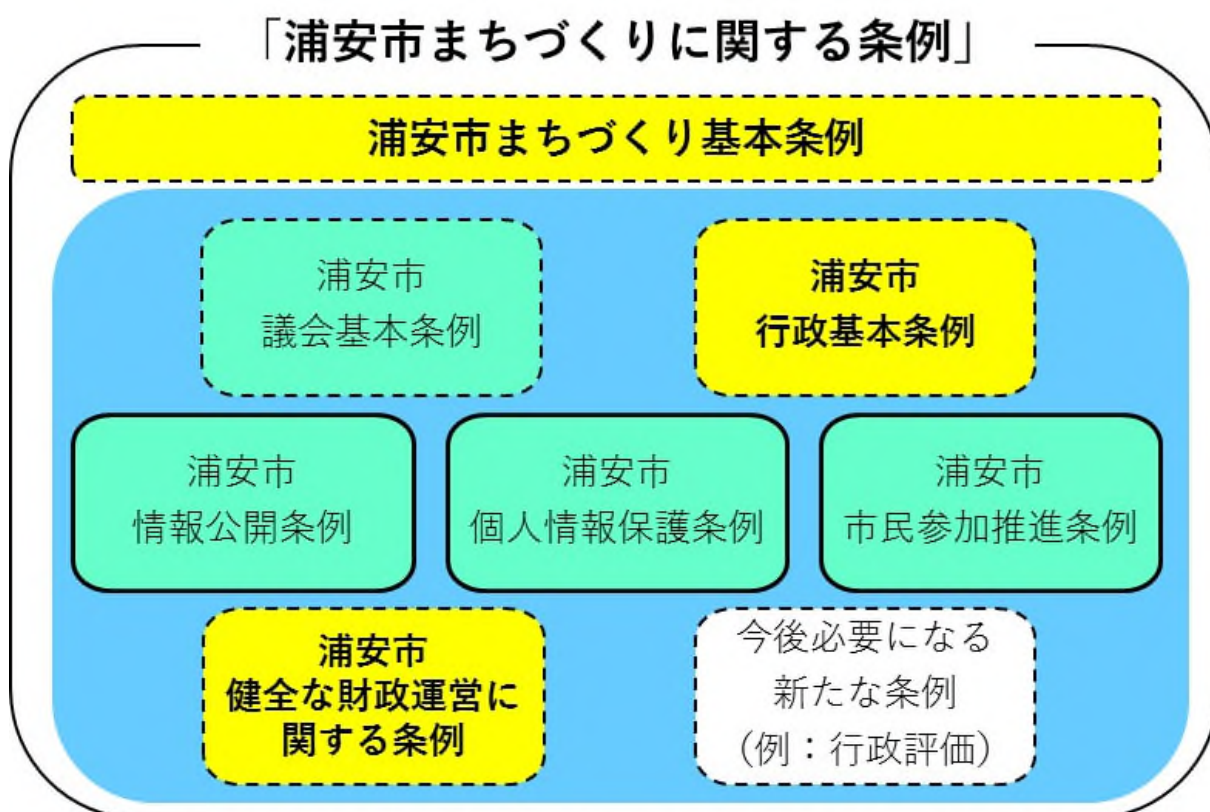


4. 関連する条例について

本市では、まちづくりに関する条例の骨格をなす「浦安市情報公開条例」、「浦安市個人情報保護条例」や「浦安市市民参加推進条例」が制定されています。

これら個々の条例を有機的に結びつけるため、まちづくり全般に関する基本的な考え方や基本原則を明らかにする「浦安市まちづくり基本条例」を新たに制定し、市民・市・議会がまちづくりに関する情報を互いに共有しながら、市民の参加のもと、連携協力してまちづくりを進めていきます。

また、まちの「発展期」から「成熟期」へと移行していく中、将来にわたってまちづくりを支えるため、行政運営や財政運営に関する基本的な事項などを定める「浦安市行政基本条例」や「浦安市健全な財政運営に関する条例」をあわせて制定します。



これらの条例を総称して「浦安市まちづくりに関する条例」と捉える。